

令和4年度第12回 伊豆市教育委員会会議録

期 日 令和5年3月29日（水） 午前9時30分から午前11時30分まで
会 場 中伊豆支所2階 教育委員会室
出席者 佐藤雅彦委員、西尾真澄委員、梅原一仁委員、猪股園恵委員
梅原賢治教育長
委員及び傍聴人以外の出席者
教育委員会教育部
部長 小塚 剛、学校教育統括監 室野行宣、学校教育課長 塩谷俊一、
社会教育課長 永沼健一、学校教育課主幹 鈴森正敏、
学校教育課主査 駒坂たえ子

1 開 会 （梅原教育長）

2 前回会議録の承認
教育委員確認の後、承認された。

3 教育長報告

教育長より、以下の項目について資料に基づき報告及び説明がされた。

(1) 前回教育委員会以降の主な行事等

- 3月2日 公立高校入試
- 3日 公立高校入試
- 5日 川端康成没後50年記念行事、ふれっぷ水泳記録会
- 6日 伊豆市臨時校長会
- 8日 伊豆市校長会
- 11日 伊豆文学まつり
- 12日 伊豆文学フェスティバル
- 14日 公立高校合格発表
- 16日 修了式、スポーツ審議会
- 17日 市内各学校卒業式、修了式
- 18日 狩野川桜マラソン（中止）
- 22日 新中学校建設安全祈願祭
- 24日 田方地区一斉転入者訪問日

(2) 市内小中学校の様子について

<児童生徒について>

新型コロナウイルス感染症の状況について

- ・ 2月以降、感染者数の報告は著しく減少傾向がみられる。

生徒指導に関すること

問題行動

- ・ 授業中にハサミをいじっていた児童が同級生に注意されたことに立腹し、ハサミを投げつける事案があった。担任が指導し、この児童は同級生に謝罪した。
- ・ 児童の下駄箱から上履きが無くなる事案があった。担任や同じ学級の児童全員で探しても見つからなかったが、その後、同じ学級の児童が下駄箱の下の段に上履きがあることを発見した。担任がクラス全体を指導し、その後は同様の事案は発生していない。
- ・ 複数の生徒の私物が相次いで紛失する事案があった。
- ・ 生徒同士のトラブルから保護者間のトラブルに発展する事案があった。

不登校について

- ・ 各学校から不登校人数の報告があった。

いじめについて

- ・ 小学校で、児童からいじめの訴えがあったが、学校は被害を訴えた児童とその保護者、加害として名前が挙がった児童とその保護者、双方に話を聞いたり、指導を行ったり、家庭に説明に行く等、丁寧な対応を行っている。

その他

- ・ 他県から市内の学校に通常の手続きをとらずに転入する事案があった。
- ・ 中学校で外部コーチに関する課題の整理が必要である。

教育委員：正式な手続きをしないで伊豆市に引っ越してきても学校には通えるのか。

統括監：転入してきた子どもについては、事情はどうか、基本的には学校に通える。

教育長：様々な事情で、住民票の住所を移さず、伊豆市に引っ越してくるというケースもある。

統括監：そのようなケースについては、情報が絶対に外に漏れないように対応はしている。

教育委員：子ども同士のトラブルに保護者が介入しすぎる事例が気になる。

教育委員：改めて外部コーチは難しいと感じる。勝ちにこだわるのか、健康のために部活をやるのかを整理をして、教員と外部コーチが同じ方向性で部活に取り組めると良い。

教育委員：部活の方向性を考えなければならない時期になっていると思う。競技を極めるのであれば、学校の部活ではなく外部のクラブチームを選んでもらうという方向性でも良いのではないかと思う。全くその競技の経験がない先生が部活の指導をするのは難しい。

統括監：今までは、中体連のような頂点を目指す大会がある中で、親も子も納得して部活動に取り組んでいた。今後は、部活の活動時間を短くするなどの考え方が出てくると思われる。学校での部活動については、頂点を目指す競技というところから

少しずつ離れていく方向で考えていかなければならないと思う。

教育委員：小学校や中学校では運動機能の向上として、部活とは別の部分で考えた方が良い面もあると思う。競技を極めたい子には競技に打ち込める道も考えていかなければならない。

教育長：部活については令和5年度から、地域移行に向けた動きなど、社会教育課も含めて改革がスタートするが、様子を見ながら考えていきたい。今年の中体連からクラブチームも出場可能になるため、この7月の中体連がどのような大会になるのか、一つの試金石になると思う。

統括監：競技にもよるが、クラブチームは、この夏の中体連の出場が認められている。ただし、地区予選からではなく、クラブチーム予選を勝ち抜いた代表チームが県大会から出場することになる。夏の中体連以外にも様々な競技で大会がある。それらの大会について、クラブチームが参加できるか否かの判断や検討は、それぞれの競技団体が決めると聞いている。夏の中体連の大会という一つの大会に限っての対応にすることが、中学生が出場する全ての大会で適用されると誤解されているなど、分かりにくい状態になっていると思う。

教育長：部活動については、今後も注視していきたい。

(3) 今後の予定

3月30日 県費負担教職員 伊豆市離任式

31日 市職員解任式

4月3日 市辞令交付式、初任研、県費負担教職員着任式

5日 県教育長会（教育長参加）

7日 伊豆市内各学校 入学式

11日 静東教育長会（教育長・統括監参加）

14日 伊豆市校長会

18日 学力・学習状況調査、大仁地区保護司会総会（教育長）

19日 租税教育推進協議会（教育長）

20日 田方地区学校保健理事会（教育長）

25日 定例教育委員会、総合教育会議

※ 入学式 4月7日 教育委員会告辞を小・中・義務教育学校で実施

次回教育委員会予定 4月25日

次々回教育委員会予定 5月23日、24日、25日、26日（18時15分）

4 議事

議案第47号 令和5年度要保護児童生徒の認定について

- ・学校教育課長より、生活保護受給世帯に該当する別添資料に記載した要保護児童2名の継続認定について説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 48 号 伊豆市教育委員会指定校変更許可基準及び区域外就学許可基準の一部改正について

- ・学校教育課長より、指定校の変更を許可する場合の基準として設けている「転居」を事由とする場合について、現在は転居先の学校に通学することにより精神的な負担が児童に生じるために、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合、卒業まで転居前の学校に通うことが許可されていること、今回の改正案では、精神的な負担に関しては、他に「教育的配慮」という事由もあるため、転居を事由とする場合については、精神的な負担に関する文言を削除し、許可の期限についても、小学校及び義務教育学校の前期課程については学年末までとすること、中学校及び義務教育学校の後期課程については、入学に際し制服や通学カバンの購入などの費用負担があり、転居により別の中学校へ通うとなると新たな費用負担が生じるので経済的な事情も考慮すべきということが国から示されているため、中学校及び義務教育学校の後期課程については、今まで通り卒業までを許可期限とすること等の改正内容について説明する。また、「保護者不在」の事由について、「及び」でつないでいる 2 つの許可基準の内容を「又は」に変更する内容について説明する。

教育委員：どのような経緯から、今回のような改正することになったのか。

統括監：現状の問題点として、例えば小学校 1 年生の児童について、転居を事由として指定校変更を申請した場合、改正前の基準に従うと、1 年生で許可が下りたとしたら、小学校卒業まで、そのまま転居前の学校に通学することが可能になっている。住所を移して、その住所の地域の学校に入学し、その後、本来生活をする住所に転居したとしても、卒業まで指定校以外の学校に通うことになり、学区を定めている以上、これは適切ではないと考える。今回の改正では小学校については学年末までを在籍可能にしている。なるべく居住地近くの地域の学校に通わせたいというのが指定校制度の趣旨である。

教育長：住所地の学区の学校に通うということが原則であり、特例を少なくするということである。県内の他の市町を調べたが、卒業まで在籍可能としている市町は無い。長くても学年末までである。学期末までを在籍可能としている市町もあるが、途中で教材や学校で使う色々なものを買い替える必要があるため、学年末までは認めるといふことである。区域外就学の許可基準についても同じ考え方ということではよいか。

学校教育課長：区域外就学は市内から市外の住所に転出する場合であり、今回、改正したい内容は同じである。

統括監：現在、転居（区域外就学の場合は転出）を事由として改正前の基準で許可されている児童の許可期限は卒業まで認められている。現在許可されている児童につい

ては、改正後の基準が適用されることはないということで間違いはないか。

学校教育課長：今、許可が出ている児童は改正前の基準を適用する。

教 育 長：基準変更前と変更後の違いを周知する必要がある。特に、小学校入学前の保護者に影響することなので、こども園等にも広報が必要である。

統 括 監：誤った情報を与えないよう、改正後の基準を学校職員にも周知する必要がある。

上記意見交換の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 49 号 伊豆市各種競技大会出場助成金交付要綱の制定について

- ・社会教育課長より、各種競技大会出場助成金の交付は令和 4 年度までは伊豆市スポーツ協会が大会出場助成金に関する規定を定め交付していたこと、他市町では要綱を設けて交付しているのは協会ではなく行政が多いため、伊豆市としても活躍する市民を応援し、愛郷心やふるさとへの誇りを高めるための事業として、助成金を交付する制度を設けたいことについて説明する。また対象となる大会区分及び助成金の額について説明する。

統 括 監：国内で行われる国際親善大会でも助成金が出るのか。予選がない場合でも支給対象になるのか。

社会教育課長：助成金の対象となる大会は、当該大会に出場する権利を取得するための予選会又は選考を経なければ出場できないものと定めている。

統 括 監：「選考」という言葉の意味は、大会の選手として選ばれていれば良いのか。

社会教育課長：予算の範囲内であれば、なるべく広く考えたい。

教 育 部 長：昨年、ジュニアオリンピックの大会に出場した生徒がいた。他市では市の助成金の要綱等があるが、伊豆市はスポーツ協会しか制度を設けていない。市で制度を設けた方がよいのではないかとということで、今回議案として提案することになった。

教 育 長：もう少し詳しい決まりを設けた方が良いのではないか。対象となる国際大会や国際親善試合大会の要件について、確認ができるようにしてほしい。

教 育 部 長：基準や参加形態については別に定める旨を要綱の中に記載しておく必要があると思う。

教 育 委 員：現状で考えられる範囲の基準で要綱を定めて、必要に応じて改正して対応していくしかないのではないか。

教 育 委 員：スポーツの国際親善大会は数が多い。

教 育 委 員：対象者が多くなりそうであり、予算が足りるかという問題になるかもしれない。

社会教育課長：様々な意見が出たため、今回の議案からは取り下げ、再度、検討して改めて提案したい。

内容の見直しのため、議案第 49 号は取り下げる。

議案第 50 号 伊豆市学校運営協議会規則の制定について

- ・学校教育課長より、学校運営協議会の制度の概要、令和 5 年度から伊豆市の各学校に学校運営協議会を設置すること、委員は 15 人以内とし地域住民や保護者等を校長の推薦により教育委員会が任命すること、報酬については別に定める規定としており「伊豆市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を令和 5 年伊豆市議会 3 月定例会での承認を経て改正したこと等について、説明する。

教 育 長：協議会の委員は 15 人以内と記載されているが、今後、3 中学校が統合した際の新中学校では、その位の人数が必要になるのではないかとということで、15 人という数字にしている。現在は各学校で 5 名程度を想定している。

学校教育課長：委員の任命について、各学校から名簿が出そろっていないので、早急に依頼し、臨時会として議案を提案し、審議願いたい。

教 育 委 員：自分が教育委員を務めている中で感じるのは、地域住民は学校のことについて関心が低いということである。子どものことや学校の運営について、どのような取り組みがされているか、自分の地域や身の回りの家庭に対象児童生徒がいなくなかなか分からないし、興味もあまりないと思う。ぜひ、このコミュニティスクールを活用して皆さんに関心を持っていただきたい。

学校教育課長：会議も基本的には公開ということになっている。学校について、様々なことを知ってもらい、広く学校に関わっていただける方を増やしていきたい。

教 育 委 員：各学校で運営協議会を開くと思うので、その都度、学校便りでお知らせをしていくと良いと思う。

統 括 監：学校が一番広報しやすいのは学校便りだと思う。特に今年は初年度ということなので、学校にはぜひ、コミュニティスクールについての掲載をお願いしていく必要があると思う。

上記意見交換の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 51 号 伊豆市学校評議員設置要綱の廃止について

- ・学校教育課長より、学校運営協議会の設置に伴い、学校評議員の設置が不要になるため、学校評議員設置要綱を廃止することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 52 号 伊豆市立小中学校等教職員住宅管理規則の廃止について

- ・学校教育課長より、令和 5 年伊豆市議会 3 月定例会において、伊豆市立小中学校等教職員住宅設置条例の廃止が承認されたこと、この条例の廃止に伴い、関

連する伊豆市立小中学校等教職員住宅管理規則についても廃止することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 53 号 伊豆市立小学校・中学校・義務教育学校教職員の住宅使用料助成要綱の廃止について

- ・学校教育課長より、この要綱は伊豆市立小中学校等教職員住宅に入居することができない伊豆市立の小中学校等に勤務する教職員を対象としていること、伊豆市立小中学校等教職員住宅が廃止されたことに伴い、関連する伊豆市立小学校・中学校・義務教育学校教職員の住宅使用料助成要綱についても廃止することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 54 号 伊豆市スポーツ推進審議会委員の任命について

- ・社会教育課長より、スポーツ推進審議会はスポーツ基本法第 31 条において、都道府県及び市町村に地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くことができるとの規定に基づくものであること、審議会の委員は伊豆市スポーツ推進審議会条例第 3 条第 1 項により 10 人以内の委員で組織し、教育委員会が任命すること、現在の委員の任期が令和 5 年 3 月 31 日で満了するため、再任 6 名、新任 3 名の計 9 人の委員を令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 2 年間の任期で任命することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案 55 号 伊豆市結核対策委員会委員の委嘱について

- ・学校教育課長より、結核対策委員会は、海外や国内の感染地域などから転居した児童生徒や結核の疑いがある児童生徒などの感染の早期発見、児童生徒への感染防止、早期治療、学校保健と地域保健との連携強化等を目的に設置する委員会であること、委員として新任 2 名、再任 2 名、あて職で伊豆市校長会の代表 1 名の計 5 名を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の任期で委嘱すること、伊豆市校長会の代表については 4 月の校長会で決定するため、次回の教育委員会定例会で報告することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 56 号 令和 5 年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

- ・学校教育課長より、学校医は児童生徒の健康診断や感染症による学級閉鎖についての相談その他医療全体について指示、指導助言などを行うこと、学校歯科医は児童生徒の歯科検診などを行うこと、学校薬剤師は学校の環境衛生の維持、薬の助言指導などを行うことになっており、いずれも伊豆市非常勤特別職であること、学校医 8 名、学校歯科医 9 名、学校薬剤師 4 名を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の任期で委嘱することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 57 号 令和 5 年度伊豆市会計年度任用職員の任用について

- ・学校教育統括監より、指導主事 1 名、学校教育専門員 1 名、学校支援員 37 名、音楽支援員 1 名、情報支援員 1 名、こころの相談員 4 名、臨時養護教諭 3 名、小・中学校教諭 1 名、学校図書館司書 7 名、学校事務員 3 名、中学校事務補助 2 名、学校用務員 1 名、特別支援コーディネーター 1 名、スクールソーシャルワーカー 2 名、学習支援教室指導員 2 名、学習支援教室支援員 1 名、事務補助 2 名、図書館司書 16 名、学芸員 2 名、資料館業務員 2 名を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の期間で任用することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 58 号 令和 5 年度教育部職員の人事異動について

- ・学校教育課長より、新規採用・異動・昇格に伴う任用辞令 15 名、配置換えに伴う解任辞令 5 名、退職に伴う解任辞令 1 名の任免について説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

5 報告・連絡事項

<社会教育課から>

社会教育課 4 月行事予定について

- ・社会教育課長より、4 月に行事予定について説明する。

<学校教育課から>

伊豆市就学支援委員会（委員長専決）について

- ・学校教育課指導主事より、別添判定資料に記載した 4 名の判定結果について説明する。

6. 意見交換

- ・特になし。

7. その他

- ・ 教育部長より、令和5年伊豆市議会3月定例会の一般質問と答弁概要について報告する

8. 次回教育委員会

- ・ 次回 令和5年4月25日（火）13時30分 市役所本庁2階 委員会室

9. 閉 会 （梅原教育長）